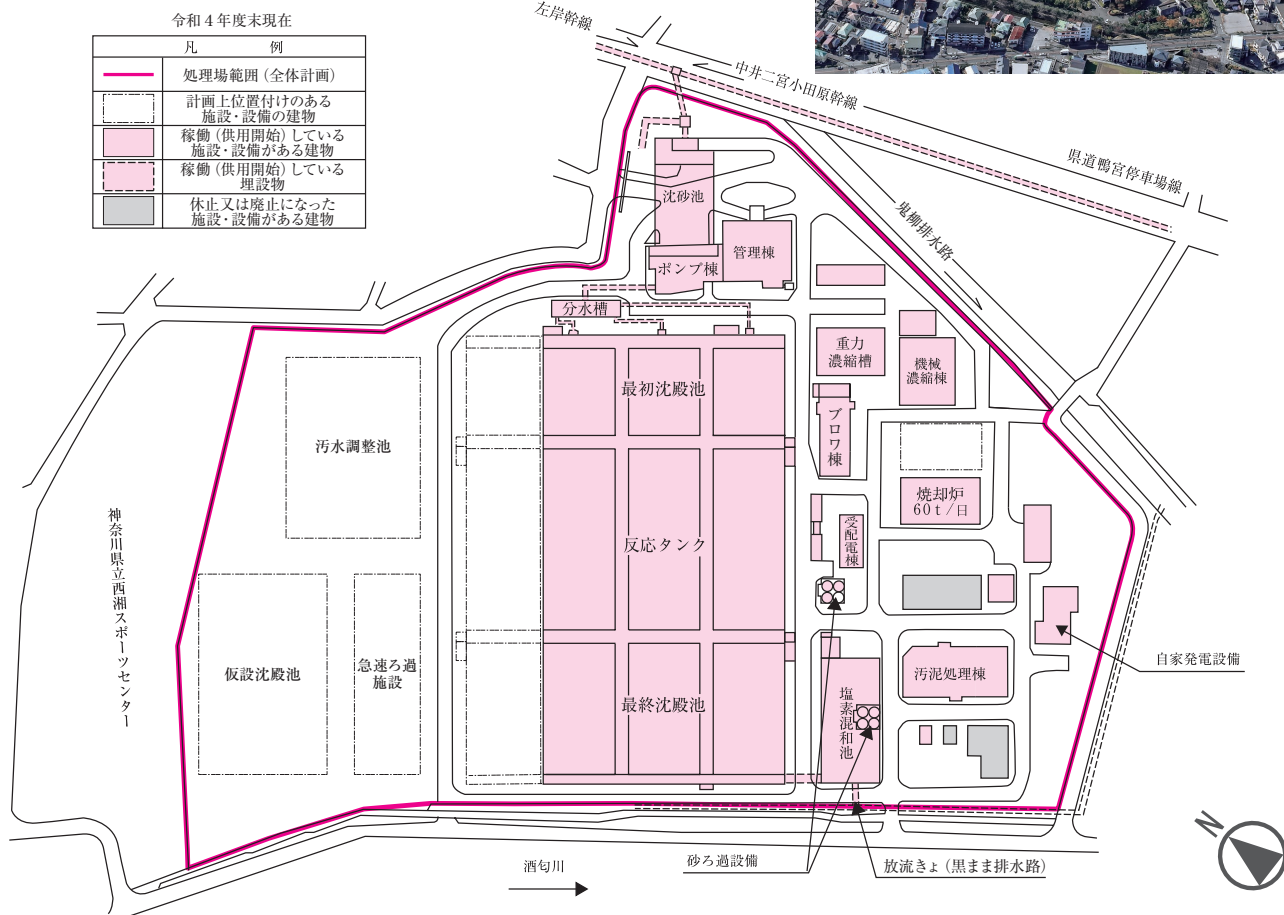


酒匂水再生センター

酒匂水再生センターは、酒匂川河口近く左岸側の小田原市西酒匂に位置し、昭和57年12月に処理を開始しました。

現在は、一日に105,648m³/日最大の下水を処理する水処理施設(3系列)や汚泥処理施設が稼働しています。

※事業計画上、水処理施設は4系列で140,850m³/日最大です。

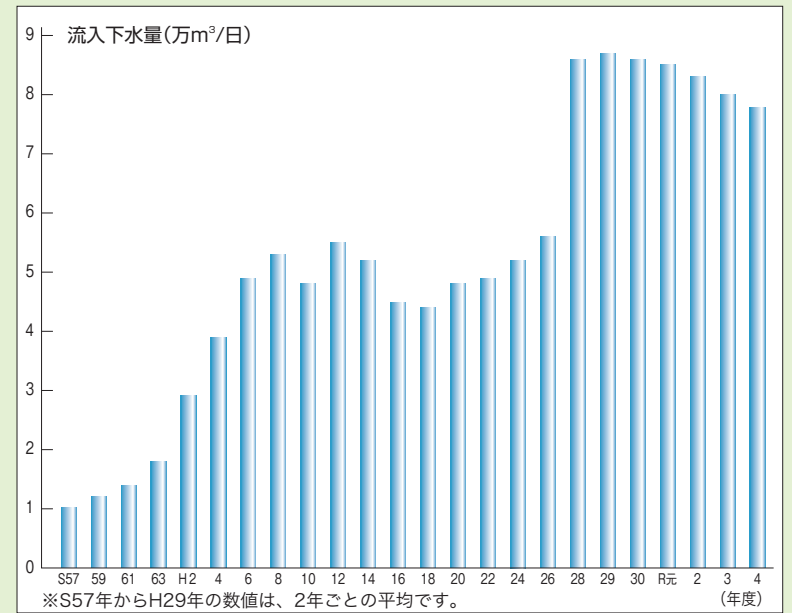


●事業進捗状況

(令和4年度末現在)

施設名	能力及び内容	備考	
水処理施設	1~3系列 105,648m ³ /日最大		
汚泥濃縮設備	重力濃縮槽 4槽 常圧浮上濃縮槽 2槽		
汚泥脱水設備	スクリーンプレス脱水機 4台		
汚泥焼却炉	60t/日 焼却炉 1基		
非常用自家発電設備	1,500kVA 2台		
管きよ (流域幹線)	左岸幹線	15,660m	進捗率100%
	中井二宮小田原幹線	9,910m	100%
	連絡2号幹線	1,350m	100%
	計	26,920m	100%
ポンプ場	川匂ポンプ場		

●流入下水量の推移



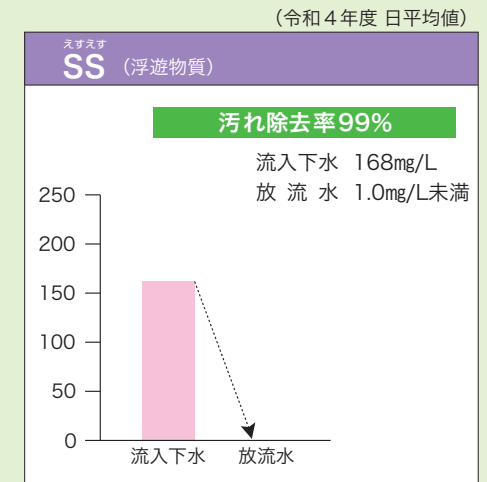
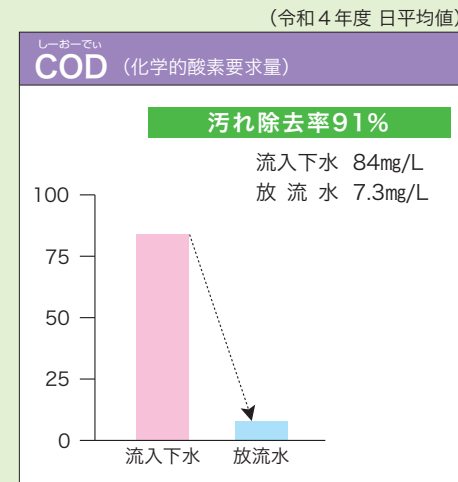
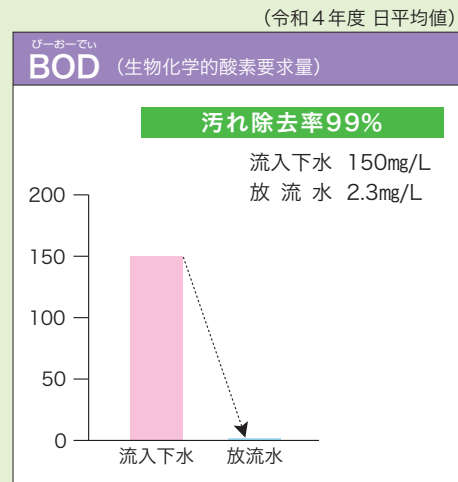
●流入下水・放流水の水質

下の図は、酒匂水再生センターに流入した下水と処理した放流水の水質を比べたものです。

下水処理場では、適正な管理を行い、よりきれいな水を流せるように努力していますが、家庭や事業場等からの排水の水質レベルを守っていただくことや汚れの少ない水を流すことを心がけていただくことで、下水処理場の負担を減らし、経済的で環境に優しい良好な放流水にすることが出来ます。

おかげさまで酒匂水再生センターでは、年間を通して排水基準を守ることが出来ました。

※排水基準：公共用水域(川や海)の水質を守るため水質汚濁防止法(国)や生活環境の保全等に関する条例(神奈川県)に基準が定められています。



※排水基準：下水処理場から川に放流する場合、水質汚濁防止法で20mg/L(日平均値)、25mg/L(日最大値)の規制、県条例で25mg/L(日最大値)の排水規制があります。

※排水基準：下水処理場から川に放流する場合、水質汚濁防止法のCODによる日平均・日最大値の排水規制はありません。ただし、県条例で25mg/L(日最大値)の排水規制があります。

※排水基準：下水処理場から放流する場合、水質汚濁防止法で50mg/L(日平均値)、70mg/L(日最大値)の規制、県条例で70mg/L(日最大値)の排水規制があります。

※その他のデータは、公社ホームページに掲載しております。(URL <https://www.kanagawa-swf.or.jp>)

●酒匂きらり広場 無料



●広場概要 (広場問い合わせ先：TEL0465-48-8319)

- ・開場時間 9時~18時(4月~9月)
9時~16時(10月~3月)
- ・休場日 月曜日(但し月曜日が祝日、振替休日の場合は、その翌日)
12月29日~1月3日
悪天候・設備点検日は臨時休場
- ・主な施設 多目的広場(人工芝)、遊び広場、お花見広場、川見テラス、噴水池、休憩所、トイレ
- ・面積 2.1ha
- ・駐車場 無料(13台)

水質関連用語の解説③

●SS (Suspended Solids)

水中に浮遊又は懸濁している直径2mm以下の粒子状物質のことで、粘土鉱物による微粒子、動植物プランクトンやその死骸、下水、工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿物が含まれる。浮遊物質が多いと透明度などの外観が悪くなるほか、魚類のえらがつまって死んだり、光の透過が妨げられて水中の植物の光合成に影響することがある。